

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

柴田町長 石森 靖明

柴田町規則第21号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和41年柴田町規則第52号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（自動車等使用者に係る通勤手当の額） 第7条の2 （略） （支給日等） 第12条 給与条例第20条第5項の規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等（第7条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第20条第2項第2号に定める額（第7条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び給与条例第20条第3項第1号に定める額の合計額（第13条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第20条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。 2 給与条例第20条第5項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	（自動車等使用者の支給額） 第7条の2 （略） （支給日等） 第12条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第13条の2第2項第2号及び第14条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の職員の給与の支給に関する規則（昭和47年柴田町規則第10号）第2条に規定する支給決定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が柴田町の休日を定める条例（平成元年柴田町条例第28号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い町の休日で無い日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通

- (1) 職員に新たに給与条例第20条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日
がその日の属する月の給料の支給定日以後
となる場合
- (2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事
実が生ずるに至った日がその日の属する月
の給料の支給定日以後となる場合(次条第
2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該
当して支給額を改定する場合を除く。)
- 3 給与条例第20条第5項の規則で定める日
は、給料の支給定日とする。
- 4 給与条例第20条第5項の規定により通勤
手当を支給する日(以下この条において「支
給日」という。)までに第3条の規定による
届出に係る事実が確認できない等のため、通
勤手当を当該通勤手当の支給日に支給するこ
とができないときは、当該支給日後に支給す
ることができるものとする。
- 5 支給単位期間(第1項に規定する通勤手当
に係るものを除く。)又は同項に定める期間
(以下「支給単位期間等」という。)に係る
通勤手当の支給日前において離職(職員が離
職の日又はその翌日(当該翌日が柴田町の休
日を定める条例(平成元年柴田町条例第28
号)第1条第1項に規定する町の休日に当た
るときは、当該翌日後において当該翌日に最
も近い町の休日でない日を含む。)に新たに
給料表の適用を受けることとなる場合の離職

勤手当をその際支給する。

- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異
にして異動した場合であって、その異動した
日が支給単位期間等に係る最初の月である
ときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手
当は、その月の初日に職員が所属する給料の
支給義務者において支給する。この場合にお
いて、職員の異動が当該通勤手当の支給定日
前であるときは、その際支給するものとす
る。
- 4 給与条例第20条第5項の規則で定める通
勤手当は、1か月当たりの運賃等相当額等
(第7条の4第3号に掲げる職員に係るもの
を除く。)、給与条例第20条第2項第2号に
定める額(第7条の4第2号に掲げる職員に
係るものを除く。)の合計額(第13条の2
第2項において「1か月当たりの通勤手当算
出基礎額」という。)が150,000円を
超えるときにおける通勤手当とし、給与条例
第20条第5項の規則で定める期間は、その
者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち
最も長い支給単位期間とする。

を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

6 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

（1） 職員に新たに給与条例第20条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

（2） 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

7 前項の規定により職員が異動前に所属していた給料の支給義務者が通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（支給の始期及び終期等）

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第20条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤

（支給の始期及び終期）

第13条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第20条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるとき

手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして町長が定める場合 町長の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

- 3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、町長が定める。

は、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由及び額等)

第13条の2 給与条例第20条第6項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として町長が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 給与条例第20条第6項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを町長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日に

(返納の事由及び額等)

第13条の2 給与条例第20条第6項の規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 給与条例第20条第6項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

したものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第２号に掲げる事由が生じ、前条第２項第１号又は第３号アに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第２号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき 既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額

（２） （略）

３ 給与条例第２０条第６項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給した任命権者と事由発生月（前項第１号イに掲げる場合に該当する場合にあつては、町長の定める月）の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者が同一であるときは、町長が定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第１３条の３ （略）

第１３条の４ （略）

２ 月の中途において法第２８条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条第１項の規定により育児休業をし、法第２６条の５第１項に規定する自己啓発等休業をし、若しくは法第２９条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又

（２） （略）

３ 給与条例第２０条第６項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を支給した任命権者と事由発生月の翌月以降に支給される給与を支給する任命権者が同一であるときは、町長が定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第１３条の３ （略）

第１３条の４ （略）

２ 月の中途において法第２８条第２項の規定により休職にされ、育児休業法第２条第１項の規定により育児休業をし、法第２６条の５第１項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第２９条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が２以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始

は再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に新たに条例第20条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則第13条の4第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則第12条第5項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。